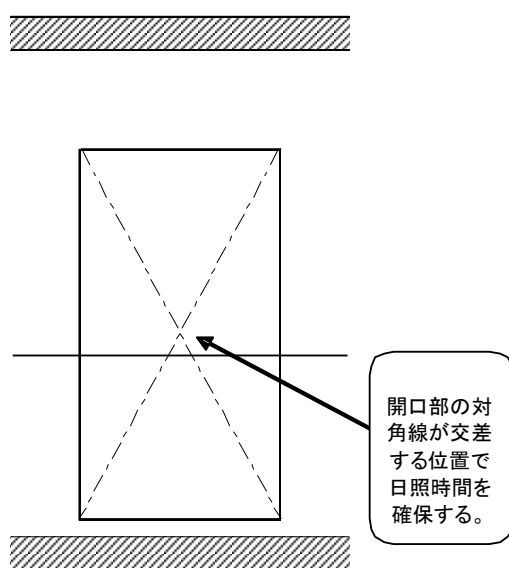


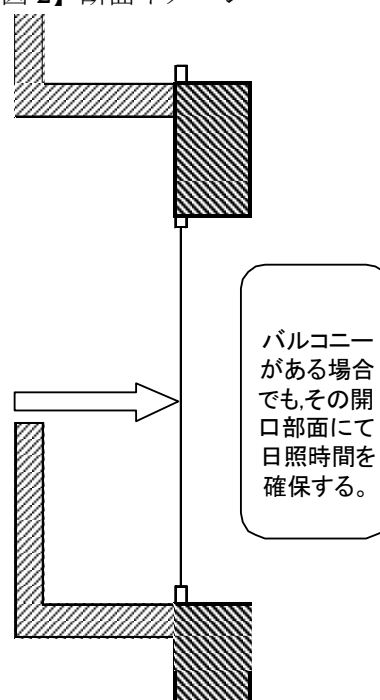
汐見台一団地の住宅施設の区域内における用語について

- (1) 「住宅」とは、共同住宅、寄宿舍等をいい、戸建て専用住宅は除きます。
- (2) 各街区の住戸数は、計画図（住宅の配置の方針図）に示す街区別計画表によるものとします。
- (3) 住戸数について、寮、寄宿舍の場合、「4住室」を「1住戸」に換算するものとします。
- (4) 「中層」とは、地上3階から5階建てまでをいいます。
- (5) 配置の方針のうち、住宅について、「冬至における日照時間を4時間以上確保する」とは、次のとおりとします。【図1、2参照】
 - ① 住戸の一の居室の開口部（バルコニーがある場合でもその開口部面）で、冬至日の真太陽時午前8時から午後4時までの間で4時間以上日照時間を得られる計画とすること。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合は、敷地外の建築物等からの日影は考慮しないことができます。
 - ② 日照時間は、開口部の対角線が交差する位置で4時間確保すること。
 - ③ 一の居室で一以上の開口部の時間合計で4時間以上確保できる場合は可とします。ただし、二以上の開口部の日照時間が重複する時間は除きます。

【図1】 立面イメージ



【図2】 断面イメージ



【お問合せ先】

部署：横浜市 建築局 都市計画課 指導係
住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
TEL：045-671-3510 〒：231-0005